

令和 8 年 9 月 8 日

住宅局参事官（建築企画担当）付

住宅ストック活用のため、改正建築基準法のポイントを解説！ ～リフォーム事業者向け説明会の開催～

令和 7 年 4 月の改正建築基準法の施行により、2 階建て木造一戸建て住宅などの大規模な修繕・模様替を行う際には、建築確認手続が必要となっています。建築物の改修における建築基準法のポイントのほか、昨年度の説明会以降に策定されたガイドラインの事例編や現況調査の運用の合理化などを解説する説明会を実施します。

<説明会の概要>

1. 対 象 者：設計者を含むリフォーム事業者、建築確認の審査者 等
2. 日時・場所：別紙参照
3. 内 容：第 1 部 建築基準法の基本的な事項
第 2 部 既存建築物の現況調査
第 3 部 改修の際の基準緩和
4. 参 加 費：無料
5. 参 加 方 法：下記 URL 又は別紙 QR コードより申込みください。

<https://form.run/@mx-ksknet-UleargrYuPCxEop2J670>

<ガイドライン・解説集>

「既存建築物の現況調査ガイドライン」（本編・事例編）、「既存建築物の緩和措置に関する解説集」等関連資料は、以下 HP から事前にご覧になれます。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000061.html

※説明会当日は印刷物の準備がございます。

<問合せ先>

■申込みに関すること

建築物の改修に係る建築基準法のポイント説明会事務局

Mail : nkg-k@nkg88.co.jp

■制度に関すること

住宅局 参事官（建築企画担当）付 近藤、高橋

TEL : 代表 03-5253-8111 (39516、39502)

令和8年度 国土交通省補助事業

建築物の改修に係る 建築基準法のポイント 説明会を開催します

説明会主旨

令和7年4月の改正建築基準法の施行により、2階建て木造一戸建て住宅などの建築物の大規模修繕・模様替を行う際には、建築確認手続が必要となっています。既存建築物の改修実務にあたっては、建築物の現況調査の手順や改修の際に適用できる基準の緩和メニューに関し、国土交通省からガイドライン・解説集が公表されているところです。住宅ストックの有効活用の重要性が高まるなか、建築基準法の基本的な事項から建築物の改修における建築基準法のポイントまでを通して解説する説明会を実施いたします。合わせて、新たに策定されたガイドライン事例編や現況調査の合理化に関する通知など、昨年度の説明会以降に追加された制度・運用の内容についても紹介いたします。

説明会概要

- 主 催 … 建築物の改修に係る建築基準法のポイント説明会事務局
- 講 師 … 国土交通省担当官
- 対 象 … 設計者を含みリフォーム事業者、審査者 等
- 内 容 … 〈第1部〉建築基準法の基本的な事項
〈第2部〉既存建築物の現況調査
〈第3部〉改修の際の基準緩和

開催日程

開催日	都道府県	都市	会場	定員
10月2日(金)	東京	港区	ビジョンセンター東京虎ノ門	200
10月8日(木)	北海道	札幌	ACU SAPPORO	140
10月15日(木)	新潟	新潟	朱鷺メッセ(新潟コンベンションセンター)	140
10月30日(金)	宮城	仙台	ハーネル仙台	160
11月6日(金)	愛知	名古屋	imyホール・会議室	110
11月17日(火)	大阪	大阪	天満研修センター	250
11月25日(水)	岡山	岡山	岡山コンベンションセンター(ママカリフォーラム)	130
12月2日(水)	福岡	北九州	毎日西部会館	140
12月9日(水)	鹿児島	鹿児島	天文館ビジョンホール	100
12月18日(金)	埼玉	さいたま	JA共済埼玉ビル	200

■時間 14:00～17:00(予定)

※各会場の申し込みが定員に達した場合は午前の部 9:30～12:30(予定)を追加開催いたします。

参加申込み

参加を希望される方は、下記URLまたはQRコードよりお申込みください。

<https://form.run/@mx-ksknet-UleargrYuPCxEop2J670>

お申込み完了後、ご登録いただきましたメールアドレスへ受付票をお送り致します。

当日はそちらを印刷してお持ちいただくか、スマートフォン等でご提示ください。



問い合わせ先

建築物の改修に係る建築基準法のポイント説明会事務局 nkg-k@nkg88.co.jp